

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 141 「収益認識に関する会計基準（案）」等の公表について vol. 5

今回は、「収益認識に関する会計基準（案）」等で定められている「複数の履行義務」について、ご説明いたします。

【原則的な取扱い】

同一の顧客（又は顧客の関連当事者）と同時又はほぼ同時に締結した複数の契約について、会計基準第 24 項に定める一定の要件のうち、いずれかに該当する場合には当該複数の契約を結合し、単一の契約とみなして処理します（会計基準第 24 項）。

これは、複数の契約は区分して処理するか単一の契約として処理するかにより、収益認識の時期及び金額が異なる可能性があるためです。

そのため、会計基準第 24 項に定める一定の要件のうち、いずれかに該当する場合には複数の契約を結合して単一の契約として処理します（会計基準第 111 項）。

【代替的な取扱い】

上記の原則的な取扱いにかかわらず、適用指針第 100 項の要件をいずれも満たす場合には、複数の契約を結合しないことが認められています。

すなわち、個々の契約において定められている顧客に移転する財又はサービスの内容を履行義務とみなし、個々の契約において定められている当該財又はサービスの金額に従って収益を認識することができます（適用指針第 100 項）。

この背景として、我が国においては、そもそも契約書は企業と顧客が諸条件を合意したものであり、その履行に法的責任を伴うものであるとの考えがあります。

そのため、契約書に客観的な合理性を認め、企業による過度の負担を回避するために、契約に基づく収益認識の単位及び取引価格の配分を認めるべきであるとの意見があったことによります。

一方、契約に基づく収益認識の単位及び取引価格の配分を無条件に認めると、IFRS 第 15 号における契約の結合、履行義務の識別及び独立販売価格に基づく取引価格の配分による結果と乖離するとの懸念があります。

これらを踏まえ、適用指針では、適用指針第 100 項の要件をいずれも満たす場合には、契約に基づく収益認識の単位及び取引価格の配分を認めることを定めています（適用指針第 154 項）。